

議案第7号

阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について

阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例(平成12年阿見町条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名中「，給与」を「，報酬」に改める。

第1条中「，給与」を「，報酬」に改める。

第12条の見出し中「報酬」の次に「，費用弁償及び出場手当等」を加え，同条本文を次のように改める。

団員に支給する報酬及び費用弁償の額等は，別表第1に掲げるとおりとする。

第12条に次の2項を加える。

- 2 団員が災害，警戒，訓練等の職務に従事した場合は，前項の報酬及び費用弁償のほか，出動報酬を支給するものとし，その種類及び支給額は，別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 前項に定めるもののほか，団員に支給する旅費については，一般職の職員に支給する旅費の例による。

第13条を削る。

第14条第1項中「廃疾となった」を「若しくは後遺障害を負った」に改め，同条を第13条とし，第15条を第14条とする。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1(第12条関係)

階級	報酬		費用弁償	
	支給区分	支給額	費用弁償額	相当する職
団長	年額	148,000円	700円	副町長
副団長		108,000円		副町長
指導員		70,000円		一般職6級
分団長		62,000円		一般職6級
副分団長		45,000円		一般職4級
部長		40,000円		一般職4級
班長		38,000円		一般職2級
団員		36,500円		一般職2級

別表第2(第12条関係)

出動報酬の名称	出動報酬額	
災害出動報酬	3,000円	4時間未満
	6,000円	4時間以上8時間未満
	8,000円	8時間以上
警戒出動報酬	2,000円	4時間未満
	4,000円	4時間以上8時間未満
	7,000円	8時間以上
訓練出動報酬	2,000円	4時間未満
	4,000円	4時間以上8時間未満
	7,000円	8時間以上
その他の出動報酬	2,000円	4時間未満
	4,000円	4時間以上8時間未満
	7,000円	8時間以上

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考										
<p>阿見町消防団員の定員，任免，<u>給与</u>，服務等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は，消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき，非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員，任免，<u>給与</u>，服務等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員には，阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年阿見町条例第58号。以下「報酬条例」という。）により報酬を支給する。ただし，機能別団員には，報酬を支給しないものとする。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 <u>団員が災害，警戒，訓練等の職務に従事する場合には，報酬条例の規定にかかわらず，次の各号により費用弁償を支給する。</u></p> <table border="1" data-bbox="114 1125 618 1474"> <thead> <tr> <th>手当の名称</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害出動手当</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>警戒出動手当</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>訓練出動手当</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の出動手当</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手当の名称	費用弁償	災害出動手当	2,500円	警戒出動手当	2,000円	訓練出動手当	2,000円	その他の出動手当	2,000円	<p>阿見町消防団員の定員，任免，<u>報酬</u>，服務等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は，消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき，非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員，任免，<u>報酬</u>，服務等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬，費用弁償及び出場手当等)</p> <p>第12条 <u>団員に支給する報酬及び費用弁償の額等は，別表第1に掲げるとおりとする。ただし，機能別団員には，報酬を支給しないものとする。</u></p> <p>2 <u>団員が災害，警戒，訓練等の職務に従事した場合は，前項の報酬及び費用弁償のほか，出動報酬を支給するものとし，その種類及び支給額は，別表第2に掲げるとおりとする。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか，団員に支給する旅費については，一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p>	
手当の名称	費用弁償											
災害出動手当	2,500円											
警戒出動手当	2,000円											
訓練出動手当	2,000円											
その他の出動手当	2,000円											

現行	改正後	備考																																			
<p>2 報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の例による。</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第14条 団員が公務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、廢疾となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職報償金)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(公務災害補償)</p> <p>第13条 団員が公務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは後遺障害を負った場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職報償金)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="992 754 1839 1442"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="2">報酬</th> <th colspan="2">費用弁償</th> </tr> <tr> <th>支給区分</th> <th>支給額</th> <th>費用弁償額</th> <th>相当する職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td rowspan="8">年額</td> <td>148,000円</td> <td rowspan="8">700円</td> <td>副町長</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>108,000円</td> <td>副町長</td> </tr> <tr> <td>指導員</td> <td>70,000円</td> <td>一般職6級</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>62,000円</td> <td>一般職6級</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>45,000円</td> <td>一般職4級</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>40,000円</td> <td>一般職4級</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>38,000円</td> <td>一般職2級</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>36,500円</td> <td>一般職2級</td> </tr> </tbody> </table>	階級	報酬		費用弁償		支給区分	支給額	費用弁償額	相当する職	団長	年額	148,000円	700円	副町長	副団長	108,000円	副町長	指導員	70,000円	一般職6級	分団長	62,000円	一般職6級	副分団長	45,000円	一般職4級	部長	40,000円	一般職4級	班長	38,000円	一般職2級	団員	36,500円	一般職2級	
階級	報酬		費用弁償																																		
	支給区分	支給額	費用弁償額	相当する職																																	
団長	年額	148,000円	700円	副町長																																	
副団長		108,000円		副町長																																	
指導員		70,000円		一般職6級																																	
分団長		62,000円		一般職6級																																	
副分団長		45,000円		一般職4級																																	
部長		40,000円		一般職4級																																	
班長		38,000円		一般職2級																																	
団員		36,500円		一般職2級																																	

現行	改正後		備考	
	別表第2 (第12条関係)			
	出動報酬の名称	出動報酬額		
	災害出動報酬	3,000円	4時間未満	
		6,000円	4時間以上8時間未満	
		8,000円	8時間以上	
	警戒出動報酬	2,000円	4時間未満	
		4,000円	4時間以上8時間未満	
		7,000円	8時間以上	
	訓練出動報酬	2,000円	4時間未満	
		4,000円	4時間以上8時間未満	
		7,000円	8時間以上	
	その他の出動報酬	2,000円	4時間未満	
		4,000円	4時間以上8時間未満	
		7,000円	8時間以上	

議案第7号 説明資料

阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について

【改正の理由】

消防団員の処遇改善及び地域防災力の維持向上を図るため。

【改正の概要】

(1) 年額報酬 別表第1(第12条関係)

階級が団員の年額報酬を28,500円から36,500円，班長を30,000円から38,000円，部長を38,000円から40,000円に改める。

(2) 出動報酬 別表第2(第12条関係)

出動時の費用弁償を出動報酬に改め，出動の種類により以下の通り定める。

出動の種類	改正前	改正後	
		金額	時間
災害出動	2,500円	3,000円	4時間未満
		6,000円	4時間以上8時間未満
		8,000円	8時間以上
警戒出動 訓練出動 その他の出動	2,000円	2,000円	4時間未満
		4,000円	4時間以上8時間未満
		7,000円	8時間以上

【施行年月日】

この条例は，令和5年4月1日から施行する。